

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	栃木県		
高校入試 担当部署名	栃木県教育委員会事務局		
TEL	028-623-3382	FAX	028-623-3393
URL	http://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouikuiinkai/		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	若林秀樹 (所属: 宇都宮大学国際学部)
--------	-----------------------

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
○	×	×	×	○	×	×	×

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できること	1. 高校教育課指導担当(吉川)まで メール又は電話連絡 028-623-3382 2. 宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター(CMPS) 電話028-649-5196、028-649-5228 FAX028-649-5228
2.多言語による関連情報	「だじょうぶnet.」(だじょうぶねっと) http://www.djb.utsunomiya-u.ac.jp/
3.その他	宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター(CMPS) http://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	無
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	×
2-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	
2-2.滞日年数制限		外国における在学期間が原則として2年以上で、帰国後2年以内、ただし外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長判断によって志願資格を認定することができる。	
2-3.措置の内容		A海外特別選抜:面接を行う。加えて、高等学校長の判断により、学校独自検査及び作文を行うことができる。 B海外特別措置:・国語、数学、英語の学力検査のほか、作文および面接を実施する。	
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		×	×
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容			
備考			

Ⅱ 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	無
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無		○	×
2-1が有(○印)の場合その名称		海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	
2-2.滞日年数制限		外国における在学期間が原則として2年以上で、帰国後2年以内、ただし外国における在学期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長判断によって志願資格を認定することができる。	
2-3.措置の内容		学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。ただし、高等学校長の判断によって、学校独自検査及び作文を行うことができる。	
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		×	×
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容			
備考			

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	無
2.有の場合、その施策の内容	
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握なし
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	把握なし

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	中学校卒業程度認定試験に合格することをもって、中学校を卒業した者と同等以上の学力を有していると判断しているため。
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	中学校卒業程度認定試験に合格することをもって、中学校を卒業した者と同等以上の学力を有していると判断しているため。
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在住期間に含むか否か	×	
4.外国人学校中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか	○	1名